

論文

第2次大戦前のドイツ大銀行の 顧問会制度による企業間人的結合 —— ナチス期のドイツ銀行の事例 ——

山崎敏夫*

要旨

ドイツでは、ユニバーサル・バンク制度という特徴的な金融システムのもとに、第2次大戦前から産業企業と銀行の強い結びつきがみられた。第2次大戦後の日本の企業集団に属する大銀行の場合とは異なり、ドイツの大銀行は、特定の企業や企業グループ、コンツェルンとの固定的な結びつきというかたちではなく、広く多くの企業と結びついている。そのような状況は第2次大戦前にもみられた。ドイツにおいては、産業と銀行の関係は、銀行による信用業務、証券業務、交互計算業務、株式所有、役員のパイプ・兼任などの多様な方法によって築かれてきた。監査役会と取締役会という二層制のトップ・マネジメント機構のもとで、監査役のパイプ、監査役会での役員兼任は、産業・銀行間関係の重要な手段をなしてきた。

このように、企業間の人的結合においては役員のパイプ・兼任による結びつきが基軸をなす。しかし、ドイツでは、監査役会や取締役会のような法的に定められた企業の経営の意思決定機関、行為機関ではないが、経営者の連絡協議会的性格をもつ顧問会制度による人的な交流、つながりも、産業・銀行間および産業企業間の緊密な関係の形成において重要な意味をもつものとなってきた。大銀行においては、第2次大戦前から、主要な地域ごとに顧問会組織が設置され、当該地域をはじめとするさまざまな産業の多くの企業との人的な結びつき・交流のための機構が築かれてきたというケースがみられる。また第2次大戦後には、戦勝国の占領政策のもとで解体された銀行の再結合にともないドレスナー銀行では1957年に本店顧問会が設置されたが、1965年株式法によって1人の人物が就任できる監査役会ポストの数が制限されたことへの対応としてそのような組織が設置されたというケースが一般的であり、監査役会における役員兼任による人的結合を補完する機構が形成された。

* 立命館大学経営学部 教授

それゆえ、銀行の顧問会制度をとおしての企業間人的結合の構造を明らかにすることも、重要な問題となってくる。そのような情報の交換・共有のシステムという点では、顧問会の構成メンバーが入手しうる情報の領域やその幅は、企業の監査役会や取締役会における彼らのポスト保有のありようにも大きく依存している。それゆえ、顧問会メンバーの構成のみならず、彼らがどのような産業のいかなる企業のトップ・マネジメント機関のポストを保有しているのかという点も、企業間の情報の入手、交換・共有という人的結合の機能の把握にとって重要な意味をもつ。筆者はすでに、第 2 次大戦後の 1960 年代後半から末の時期を取り上げて、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という当時の 3 大銀行の顧問会組織による企業間の人的な結びつきについて考察を行っている。そこで、本稿では、かかる問題意識から、第 2 次大戦前期について、ナチス期にあたる 1930 年代半ばの時期を取り上げて、ドイツ銀行の顧問会制度による企業間の人的結合の構造を分析する。

キーワード

監査役会 銀行 顧問会 人的結合 地域顧問会 ドイツ 取締役会 役員兼任

目 次

- I 問題の所在
- II ドイツ銀行の地域顧問会メンバーの構成
- III ドイツ銀行の地域顧問会メンバーによる役員ポストの保有状況
 - 1 ヴュルテンベルク地域顧問会の事例
 - 2 ライン・ヴェストファーレン地域顧問会の事例
 - (1) ケルン組織の事例
 - (2) エッセン-デュセルドルフ組織の事例
 - (3) ヴッパタータル組織の事例
- IV 第 2 次大戦後の時期との比較でみた戦前の顧問会制度による企業間人的結合

I 問題の所在

産業と銀行の間の密接な結びつきに基づく産業集中の体制は、ドイツ資本主義の蓄積構造の基軸をなすものとして発展してきた。同国では、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての時期に、第 1 次企業集中運動と呼ばれる企業の結合の大きな波のもとで、産業における独占の成立のみならず銀行業においても集中・集積がすすみ、銀行独占が形成された。融資、株式所有、交互計算業務、役員派遣などの多様な手段によって、産業独占と銀行独占の融合・癒着が

進展した。こうして産業と銀行の融合・癒着による「金融資本」が成立することになったが¹⁾、役員のパ遣や兼任は、産業・銀行間関係の重要な手段となってきた。なかでも、トップ・マネジメントの二層制構造のもとで、監査役会への役員のパ遣や監査役会での兼任の広範な展開²⁾をとおして、産業と銀行の関係は、他国とも異なる「金融資本」の独自の現象形態を示すものとなってきた。第2次大戦終結までの時期の分析をとおしてA.D. チャンドラー、Jr.がドイツの資本主義を「協調的経営者資本主義」と特徴づけた³⁾ように、産業と銀行の関係は、協調的な企業間関係の根幹をなすものであるといえる。

このように、大銀行の監査役会と取締役会を構成する役員他社のトップ・監査役会における兼任による人的結合は、自立した行為主体である企業間の相互作用、相互依存関係である企業間関係の基軸をなすものであり、情報の交換・共有の機構であるとともに、産業企業に対する銀行の影響の基盤をなしてきた。ドイツにおいては、その一方で、銀行に設けられた顧問会制度による人的結合も、企業間の人的な結合、つながりの手段として大きな意味をもつものとなってきた。顧問会は監査役会や取締役会のような法的な権能をもつ決定機関、行為機関ではなく、それゆえこれらのトップ・マネジメント機関のポストでの兼任による企業間の人的結合、企業間関係とは性質が異なるものである。しかし、顧問会は、監査役、取締役や企業のその他のメンバーにとっての情報交換の場となっており、銀行と多くの産業の企業との間の、また産業企業間の情報の交換・共有や調整のための手段として重要な役割を果たしてきた。このことは、顧問会はトップ・マネジメントの機能を担う役員決定事項に非公式な影響をおよぼしうるものであることを示すものである。顧問会制度は、いわば経営者の連絡協議会的性格をもつものであり、銀行においては本店顧問会とともに、主要地域に設置された地域顧問会の機構が存在してきた。地域顧問会は第2次大戦前にもいくつかの銀行においてみられたが、本店顧問会は、戦後の戦勝国の占領政策のもとで解体された銀行の再結合にともない1957年に設置されたドレスナー銀行のような例外を除くと、1965年株式法によって1人の人物が就任できる監査役会ポストの数が制限されたことへの対応として、企業間の人的結合のレベルを維持するために設置されたというケースが一般的である⁴⁾。これらの顧問会組織は、銀行と多くの産業の企業との間の、また産業企業間の情報の交換・共有、調整のための手段として重要な役割を果たしてきた。こうして、企業間の人的なつながりという点において、他社の監査役会や取締役会における役員兼任による人的結合を補完する機構が築かれ、産業・銀行間関係、産業企業間関係において重要な意味をもつものとなってきた。

顧問会組織をとおしての企業間の情報の交換・共有のシステムという点では、こうした組織の構成メンバーが入手しうる情報の領域やその幅は、企業の監査役会や取締役会における彼らのポスト保有のありようにも依存している。それゆえ、顧問会メンバーがこれらのトップ・マネジメント機関のポストの保有をとおしてどのような情報を入手しそれを顧問会において相互

に交換することによって、こうした組織による人的結合の機能がいかんにして発揮されてきたのかという点の把握にとって、顧問会による企業間の人的な結びつきの解明は重要な意味をもつ。しかし、銀行の顧問会組織による企業間人的結合の構造については、十分な解明はなされてはこなかった⁵⁾。そうしたなかで、筆者は、第 2 次大戦後の時期の分析として、1965 年株式法後の 60 年代後半から末の時期におけるドイツ銀行、ドレスナー銀行およびコメルツ銀行というかつての 3 大銀行の顧問会制度による企業間人的結合の構造について、本店顧問会と地域顧問会を取り上げて考察を行っている⁶⁾。

そこで、本稿では、以上のような問題意識から、第 2 次大戦前期の銀行の顧問会制度による企業間の人的な結合、つながりについて、ドイツ銀行の事例を取り上げて考察し、地域顧問会制度による人的結合の構造を明らかにしていく。上述したように、第 2 次大戦前の時期には本店顧問会制度はみられず、地域顧問会のみが存在していた。それゆえ、本稿では、第 2 次大戦前の時期における銀行の顧問会制度による企業間の人的結合について、地域顧問会を取り上げて考察する。ここでは、ひとつの重要な代表的なケースとして、ドイツ銀行を取り上げて分析する。なお考察にあたっては、ナチス期の 1930 年代半ば頃の時期を対象とする。筆者は別稿において第 2 次大戦前期の銀行の顧問会組織をとおしての人的結合の機能についての分析を予定しているが、そこで利用される一次史料となるドイツ銀行の地域顧問会の議事録などの重要資料が存在する時期が 1930 年代から 40 年代にかけての時期を中心としているという事情から、本稿での考察対象をナチス期の 30 年代半ばの時期に設定している。

以下では、まずⅡにおいて、ドイツ銀行の地域顧問会のメンバー構成についてみていく。Ⅲでは、地域顧問会メンバーが出身企業も含めて企業の監査役会および取締役会というトップ・マネジメント機関において保有していたポストの状況について、考察を行う。それらの考察をふまえて、Ⅳでは、第 2 次大戦後の時期との比較を行うなかで、戦前の顧問会制度による企業間の人的な結合、つながりの特徴を明らかにしていくことにする。

Ⅱ ドイツ銀行の地域顧問会メンバーの構成

まずドイツ銀行の各地域顧問会のメンバー構成についてみておくことにする⁷⁾。1930 年代半ばの同行のそのような組織は全部で 20 存在しており、メンバーの総数は 325 人であった。これらのうち、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会はライン、エッセン・デュセルドルフおよびヴッパータールの 3 つの組織から構成されており、その意味では、大きな地域別構成でみると、18 の地域顧問会が存在していたことになる。

これら 20 の地域顧問会のうち、人数の多い顧問会をみると、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会は最も多くの人数を有していたが、そのひとつであるエッセン・デュセルドルフ組

織には39人にメンバーがおり、1人の会長と2人の副会長がいた。ケルン組織は33人のメンバーを擁しており、それぞれ1人の会長と副会長が存在していた。ヴッパータール組織は32人のメンバーで構成されており、1人の会長がいた。バーデン＝プファルツ地域顧問会は31人のメンバーをもち、それぞれ1人の会長と副会長がいた。

ベルリン＝ブランデンブルク地域顧問会は26人で構成されており、1人の会長と2人の副会長がいた。ビュルテンベルク地域顧問会は24人のメンバーで構成されており、それぞれ1人の会長と副会長が存在していた。シュレジェン地域顧問会とバイエルン地域顧問会は、いずれも18人のメンバーによって構成されており、それぞれ1人の会長と副会長が存在していた。ハンブルク＝ホルシュタイン地域顧問会は15人のメンバーを有し、それぞれ1人の会長と副会長が存在していた。フランクフルト＝ヘッセン地域顧問会は13人のメンバーで構成されており、1人の会長がいた。マグデブルク地域顧問会は12人のメンバーをもち、それぞれ1人の会長と副会長が存在していた。ザクセン地域顧問会は10人のメンバーで構成されており、それぞれ1人の会長と副会長がいた。

ブラウンシュヴァイク、ハノーファー、テューリンゲンの3つの地域顧問会は、いずれにおいても、8人のメンバーから構成されており、1人の会長がいた。ケーニヒスベルク地域顧問会とブレーマー地域顧問会は、いずれも、7人のメンバーで構成されており、1人の会長がいた。ヒルデスハイム地域顧問会は6人のメンバーを有し、1人の会長がいた。ザールブリュッケン地域顧問会も6人のメンバーを有していたが、会長や副会長は存在しなかった。シュテティン地域顧問会のメンバーは4人であり、1人の会長がいた。

このように、1人の会長と2人の副会長が存在していたのは、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会のエッセン＝デュセルドルフ組織とベルリン＝ブランデンブルク顧問会の2つの地域顧問会のみであった。それぞれ1人の会長と副会長のポストがおかれていたのは、ヴェストファーレン地域顧問会のケルン組織、バーデン＝プファルツ、ビュルテンベルク、シュレジェン、バイエルン、ハンブルク＝ホルシュタイン、マグデブルク、ザクセンの8つの地域顧問会であった。1人の会長が存在したのは、ヴェストファーレン地域顧問会のヴッパータール組織、フランクフルト＝ヘッセン、ブラウンシュヴァイク、ハノーファー、テューリンゲン、ケーニヒスベルク、ブレーマー、ヒルデスハイム、シュテティンの9つの地域顧問会であった。

また代表的な地域顧問会について、メンバーの出身企業の属する産業をみると、ベルリン＝ブランデンブルク顧問会では鉄鋼業、化学産業、銀行業、繊維・紡績・織物産業からは複数の企業の出身者が加わっていたほか、電機産業や自動車産業、石油産業などの企業出身のメンバーもいた。ザクセン地域顧問会では、繊維・紡績・織物産業の企業の出身者が多かったが、化学産業、精密機械産業・光学産業、衣料品産業などの企業の出身者が加わっていた。マグデ

ブルク地域顧問会には、機械産業、化学産業、醸造業、流通業、金属産業、電力業・ガス産業・エネルギー産業、保険業などの企業の出身者が参加していた。ハノーファー地域顧問会では、化学産業の企業の出身者が複数加わっていたほか、金属産業、食品産業、醸造業の企業の出身者がみられた。バイエルン地域顧問会では、鉄鋼業、金属産業、自動車産業、醸造業、交通業などの企業からの参加がみられたが、機械産業、繊維・紡績・織物産業の企業の出身者が多かった。ヴェルテンブルク地域顧問会には、金属産業、機械産業、自動車産業、繊維・紡績・織物産業、醸造業などの企業の出身者がいたが、機械産業、金属産業、繊維・紡績・織物産業からは複数の企業の出身者が加わっていた。

またドイツにおける基幹産業部門の集積がすすんでいたライン・ヴェストファーレン地域顧問会についてみると、そのケルン組織では、炭鉱業、鉄鋼業、機械産業、繊維・紡績・織物産業における複数の企業の出身者がいたほか、保険業からも複数の企業の出身者がメンバーとなっていた。同地域顧問会のエッセン-デュセルドルフ組織でも、炭鉱業、鉄鋼業、機械産業の企業の出身者が多かったが、化学産業、石油産業からも複数の企業からの参加がみられた。ヴッパータール組織のメンバーには、鉄鋼業、金属産業、化学産業、繊維・紡績・織物産業の企業の出身者が多かった。

Ⅲ ドイツ銀行の地域顧問会メンバーによる役員ポストの保有状況

このように、地域顧問会のメンバーをみても、多くの産業における企業の出身者が存在したが、これらの人物が同時にまたさまざまな産業の企業の監査役会や取締役会というトップ・マネジメント機関のポストを保有する場合も多くみられた。また役員兼任が行われていた場合には、顧問会メンバーは、出身企業が属する産業のみならず広範な情報を入手しうることになる。それを基礎にして、銀行にとっても、また各地域顧問会にメンバーを送っていた企業にとっても、多様な有益な情報の交換・共有が可能になる。それゆえ、つぎに、これらのメンバーが出身の企業も含めて監査役会あるいは取締役会においてポストをもつ状況がどのようになっているのかという点について、考察を行うことにする⁸⁾。銀行の地域顧問会の数は非常に多いが、ここでは、ドイツの基幹産業が集積する重要地域の代表的な顧問会として、ヴェルテンブルク地域顧問会とライン・ヴェストファーレン地域顧問会を取り上げて考察を行うことにする。上述したように、後者の地域顧問会は、1930年代半ばには、ライン、エッセン-デュセルドルフおよびヴッパータールの3つの組織から構成されており、それゆえ、その各組織について個別にみていくことにする。

1 ヴュルテンベルク地域顧問会の事例

まず機械・金属産業の企業の集積がみられたヴュルテンベルク地域顧問会を取り上げて、そのメンバーがどのような産業の企業の役員ポストを有していたのかという点について考察する。監査役会のポストを保有していたケースをみると、そのような事例は合計71社でみられ、総件数は79件であった。産業別の内訳をみると、鉄鋼業が2社で2件、金属産業・金属加工業が3社で3件、化学産業が1社で1件、自動車産業が1社で1件、機械産業が5社で5件、精密機械・光学産業が2社で2件、繊維・紡績・織物産業が20社で23件、醸造業が4社で4件、銀行業が4社で5件、保険業が2社で2件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が3社で3件、交通業が1社で1件、その他の産業が23社で27件であった。この地域の産業集積では機械・金属産業の比重が大きい傾向にあったが、繊維・紡績・織物産業における企業の監査役会ポストの保有がとくに多かったことが特徴的である。

監査役会の職位との関連でみると、顧問会メンバーが監査役会会長のポストを有していたケースは、金属産業・金属加工業では2社、化学産業では1社、機械産業では3社、精密機械・光学産業では1社、繊維・紡績・織物産業では7社、醸造業では2社、その他の産業では12社となっており、各社1件であり、合計では28社で28件であった。監査役会副会長ポストの保有のケースは、鉄鋼業では1社、機械産業では1社、繊維・紡績・織物産業では5社、醸造業では2社、銀行業では1社、その他の産業では6社となっており、各社1件であり、合計では16社において16件であった。監査役のポストが保有されていたケースは、鉄鋼業では1社で1件、金属産業・金属加工業では1社で1件、自動車産業では1社で1件、機械産業では1社で1件、精密機械・光学産業では1社で1件、繊維・紡績・織物産業では10社で11件、銀行業では4社で4件、保険業では2社で2件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では3社で3件、交通業では1社で1件、その他の産業では9社で9件みられ、合計で34社において35件となっていた。

これらの企業のなかには、自動車産業のDaimler-Benz AGや保険業のAllianz und Stuttgarter Verein Versicherungs-AGなどの当該産業の著名な企業が存在していた。またヴュルテンベルク地域の地元企業も多くみられ、それには、Draht- und Eisenwerk Erlau AG, Württembergische Leinenindustrie, Württembergische Baumwoll-Spinnerei und Weberei, Württembergische Hypothekenbank, Württembergische Notenbank, Württembergische Industrietreuhand AG, Württembergische Mittelatandskasse-AGがあげられる。

顧問会メンバーによる2つ以上の監査役会ポストの保有がみられた企業についてみると、そのようなケースは合計5社であり、総件数は13件であった。こうした事例は、繊維・紡績・織物産業のKammrarnspinnerei Bietingheim, 銀行業のWürttembergische Hypothekenbank, その他の産業に属するSchwäbische Treuhand-AG, Bleicherei, Färberei und Appreturanstalt

AG, Matth.Hohner AG であった。顧問会メンバーによって合計 4 つの監査役会ポストの保有がみられた企業は、Kammrarnspinnerei Bietingheim の 1 社であり、そこでは、それぞれ 1 つの監査役会会長と監査役会副会長のポストに加えて 2 つの監査役ポストが保有されていた。Schwäbische Treuhand-AG では、それぞれ 1 つの監査役会会長、監査役会副会長、監査役のポストの保有となっていた。他の 3 社は、合計 2 つのポストの保有がみられた企業であったが、Bleicherei, Färberei und Appreturanstalt AG, Matth.Hohner AG の 2 社では、いずれにおいても、それぞれ 1 つの監査役会会長と監査役会副会長のポストが保有されていた。一方、Württembergische Hypothekenbank では、それぞれひとつの監査役会副会長と監査役のポストの保有となっていた。

またヴェルテンベルク地域顧問会のメンバーが取締役会のポストを保有していたケースをみると、そのような企業は 4 社みられ、ポストの数は合計で 4 つであった。自動車産業の Daimler-Benz AG, 繊維・紡績・織物産業の E.Breuninger, AG, Württembergische Cattunmanufactur, その他の産業に属する Süddeutsche Zucker-AG において、それぞれ取締役のポストが保有されていた。監査役会ポストの保有が 71 社でみられ、総件数は 79 件であったのと比べると、企業数も件数も非常に少なかった。しかし、Daimler-Benz AG では、監査役のポストを保有する顧問会メンバーとともに、取締役のポストをもつ他のメンバーがみられた。

2 ライン・ヴェストファーレン地域顧問会の事例

つぎに、炭鉱業や鉄鋼業など当時のドイツにおける最大の重工業の集積地であったライン・ヴェストファーレン地域顧問会のメンバーによる役員ポストの保有はどのような状況になっていたのかという点について、考察を行うことにする。以下では、この地域顧問会を構成していた 3 つの組織について、それぞれみていく。

(1) ケルン組織の事例

そこで、まずライン・ヴェストファーレン地域顧問会のケルン組織のメンバーが役員ポストを保有していた状況についてみていくことにしよう。監査役会のポストが保有されていたケースは、合計 119 社でみられ、総件数は 158 件であった。そのような保有関係のあった企業数と総件数のいずれにおいてもかなり多く、ヴェルテンベルク地域顧問会の場合よりもかなり多かった。

産業別の内訳をみると、炭鉱業が 11 社で 11 件、鉄鋼業が 11 社で 12 件、金属産業・金属加工業が 3 社で 4 件、化学産業が 6 社で 6 件、電機産業が 2 社で 2 件、自動車産業が 1 社で 1 件、機械産業が 10 社で 12 件、石油産業が 1 社で 1 件、繊維・紡績・織物産業が 1 社で 1

件、銀行業が8社で16件、保険業が21社で43件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が4社で4件、交通業が4社で5件、その他の産業が36社で40件であった。この地域の産業集積の状況を反映して、炭鉱業や鉄鋼業の企業が多かったが、機械産業や保険業の企業のポストを保有しているケースも多かったことが特徴的である。またこうした産業集積の特徴とも関連して、地元企業の監査役会ポストの保有というケースも多かった。

監査役会の職位との関連でみると、監査役会名誉会長のポストの保有となっていたケースは、炭鉱業の2社と鉄鋼業の1社において合計3件みられた。監査役会会長のポストの保有となっていたケースは、炭鉱業では3社で3件、鉄鋼業では1社で1件、化学産業では1社で1件、繊維・紡績・織物産業では1社で1件、銀行業では5社で6件、保険業では11社で12件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社で1件、交通業では1社で1件、その他の産業では8社で8件となっており、合計32社で34件であった。監査役会副会長のポストの保有となっていたケースは、機械産業では2社、石油産業では1社、銀行業では2社、保険業では3社、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社、その他の産業では11社となっており、各社1件であり、合計では20社において20件であった。監査役のポストの保有となっていたケースは、炭鉱業では6社で6件、鉄鋼業では10社で10件、金属産業・金属加工業では3社で4件、化学産業では5社で5件、電機産業では2社で2件、自動車産業では1社で1件、機械産業では9社で10件、銀行業では5社で8件、保険業では15社で28件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では2社で2件、交通業では3社で4件、その他の産業では19社で21件みられ、合計では80社において101件となっていた。

これらの企業のなかには、炭鉱業ではGelsenkirchener Bergwerk-AG, Harpener Bergbau AG, 鉄鋼業ではVereinigte Stahlwerke AG, August Thyssen-Hütte AG, Mannesmannröhren-Werke, 自動車産業ではBayerische Motoren-Werke AG, 保険業ではGerling-Konzern Allgemeine Versicherungs-AGのような当該産業の代表的企業がみられた。なかでも、Gelsenkirchener Bergwerk-AGでは監査役会名誉会長のポストの保有がみられたほか、Gerling-Konzern Allgemeine Versicherungs-AGでは5つの監査役ポストの保有がみられるなど、企業間の深い人的関係が築かれているケースもあった。

また顧問会メンバーによる2つ以上の監査役会ポストの保有があった企業をみると、そのようなケースは合計25社であり、総件数は64件であった。産業別の内訳をみると、鉄鋼業が1社で2件、金属産業・金属加工業が1社で2件、機械産業が2社で4件、銀行業が5社で13件、保険業が12社で34件、交通業が1社で2件、その他の産業が3社で7件であった。監査役会ポストの保有数が5件であった企業は1社、4件であった企業は2社、3件であった企業は7社であった。残りの15社は、2件の監査役会ポストの保有がみられた企業であった。

これらの企業のうち、監査役会のポストの保有件数が合計で 5 件であった企業は、保険業の Gerling-Konzern Allgemeine Versicherungs-AG の 1 社であり、5 つの監査役ポストの保有がみられた。合計のポスト保有数が 4 であった企業は銀行業の „Nordstern“ Lebensversicherungsbank AG、保険業の Kölnische Glas-Versicherungs-AG の 2 社であり、いずれにおいても、監査役会会長と 3 つの監査役のポストが保有されていた。合計で 3 つのポストの保有がみられた企業は、銀行業の Rheinisch-Westfälische Boden-Credit-Bank、保険業の Rückversicherungs-AG „Colonia“, Kölnische Hagel-Versicherungs-Gesellschaft, Schlesische Feuerversicherungs-Gesellschaft, Kronprinz Versicherungs-AG, Rheinische Feuerversicherungs-AG, その他の産業に属する Kölner Tattersall-AG の合計 7 社であった。そのうち、Rheinisch-Westfälische Boden-Credit-Bank, Rückversicherungs-AG „Colonia“, Kölnische Hagel-Versicherungs-Gesellschaft の 3 社では、いずれにおいても、それぞれ 1 つの監査役会会長、監査役会副会長、監査役のポストの保有となっていた。保険業の Schlesische Feuerversicherungs-Gesellschaft, Kronprinz Versicherungs-AG, Rheinische Feuerversicherungs-AG, その他の産業に属する Kölner Tattersall-AG の 4 社では、いずれにおいても、顧問会メンバーによって 3 つの監査役のポストが保有されていた。

残りの 15 社は、顧問会メンバーによる合計 2 つの監査役ポストの保有がみられた企業であった。それらは、鉄鋼業の Hoesch-KölnNeuessen AG für Bergbau und Hüttenbetrieb, 金属産業・金属加工業の AG für Bergbau, Blei- und Zinkfabrikation zu Stollberg und in Westfalen, 機械産業の Humboldt-Deutzmotoren AG, Walther & Cie., AG, 銀行業の Concordia Lebens-Versicherungs-Bank AG, Westdeutsche Bodenkreditanstalt, Schlesisch-Kölnische Lebens-Versicherungsbank AG, 保険業の Kölnische Rückversicherungs-Gesellschaft, Colonia Kölnische Feuer- und Kölnische Unfall-Versicherungs-AG, Hamburger Allgemeine Versicherungs-AG, Nordstern Allgemeine Versicherungs AG, Aachener und Münchener Feuer-Versicherungs-Gesellschaft, 交通業の Eisern-Siegner Eisenbahn-Gesellschaft, その他の産業に属する Rheinisch-Westfälische „Revision“ Treuhand AG, Glas- und Spiegel-Manufaktur AG であった。これらの企業のうち、顧問会メンバーによって 2 つの監査役会会長のポストが保有されていた企業は、Concordia Lebens-Versicherungs-Bank AG, Kölnische Rückversicherungs-Gesellschaft の 2 社であった。監査役会会長と監査役会副会長のポストの保有がみられた企業は、Rheinisch-Westfälische „Revision“ Treuhand AG, Glas- und Spiegel-Manufaktur AG の 2 社であった。監査役会名誉会長と監査役のポストの保有となっていた企業は、Hoesch-KölnNeuessen AG für Bergbau und Hüttenbetrieb の 1 社であった。監査役会会長と監査役のポストの保有がみられた企業は、Westdeutsche Bodenkreditanstalt, Colonia Kölnische Feuer- und Kölnische Unfall-Versicherungs-AG, Hamburger Allgemeine

Versicherungs-AG, Nordstern Allgemeine Versicherungs AG の4社であった。監査役会副会長と監査役のポストの保有となっていた企業は、Humboldt-Deutzmotoren AG の1社であった。顧問会メンバーによって2つの監査役のポストが保有されていた企業は、AG für Bergbau, Blei- und Zinkfabrikation zu Stollberg und in Westfalen, Walther & Cie., AG, Schlesisch-Kölnische Lebens-Versicherungsbank AG, Aachener und Münchener Feuer-Versicherungs-Gesellschaft, Eisern-Siegner Eisenbahn- Gesellschaft の5社であった。

また顧問会メンバーが取締役会のポストを保有していたケースをみると、それは8社存在しており、合計9件となっていた。顧問会メンバーによって119社において合計158件のポストの保有がみられた監査役会ポストの場合と比較すると、企業数においてもまた件数においても、大きな開きがみられるが、この点は、ヴェルテンベルク地域顧問会の場合と同様である。8社において合計9件となっていた取締役会ポストの保有の産業別内訳をみると、炭鉱業が2社で2件、鉄鋼業が1社で1件、金属産業・金属加工業が2社で2件、化学産業が1社で1件、機械産業が2社で3件となっていた。これら9件のポスト保有のうち、取締役会会長のポストを有していたケースは、炭鉱業の2社、鉄鋼業の1社、機械産業の1社の合計4社でみられ、総件数は4件であった。取締役のポストの保有は、金属産業・金属加工業の2社、化学産業の1社、機械産業の2社においてそれぞれ1件となっていた。機械産業の Vereinigte Westdeutsche Waggonfabriken AG では、取締役会会長のポストをもつ顧問会メンバーと取締役のポストをもつ他のメンバーが存在した。

顧問会メンバーによる役員ポストの保有が監査役会と取締役会の両方におよんでいたケースもみられた。機械産業の Vereinigte Westdeutsche Waggonfabriken AG では、3人の顧問会メンバーをあわせると監査役、取締役会会長、取締役のポストが保有されていた。

(2) エッセン-デュセルドルフ組織の事例

またライン・ヴェストファーレン地域顧問会のエッセン-デュセルドルフ組織のメンバーが役員ポストを保有していた状況についてみていくことにする。顧問会メンバーが監査役会のポストを有していたケースは合計168社でみられ、総件数は204件であった。企業数と件数のいずれでみてもかなり多く、それらの数は、ヴェルテンベルク地域顧問会の場合よりもはるかに多く、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会のケルン組織の場合と比べても、多かった。

産業別の内訳をみると、炭鉱業が23社で27件、鉄鋼業が26社で31件、金属産業・金属加工業が1社で1件、化学産業が15社で18件、電機産業が6社で8件、自動車産業が1社で1件、機械産業が17社で28件、造船業が1社で2件、石油産業が5社で6件、繊維・紡績・織物産業が4社で4件、醸造業が4社で4件、流通業が6社で6件、銀行業が5社で6件、保険業が9社で10件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が3社で7件、交通業が6社

で 8 件、その他の産業が 36 社で 37 件であった。この地域の産業集積の状況を反映して、炭鉱業や鉄鋼業の企業が多かったが、機械産業や化学産業の企業の監査役会ポストを保有していたケースも多かった。その一方で、ケルン組織の場合とは異なり、これらの産業と比べ保険業の企業の監査役会ポストを保有しているケースはあまり多くはなかったことが特徴的である。またこの地域の産業集積の特徴ともかかわって、地元企業のポストの保有も多かった。

監査役会ポストの職位との関連でみると、顧問会メンバーが他社の監査役会会長のポストを有していたケースは、炭鉱業では 3 社、鉄鋼業では 4 社、化学産業では 4 社、電機産業では 1 社、機械産業では 1 社、石油産業では 1 社、繊維・紡績・織物産業では 1 社、流通業では 4 社、銀行業では 2 社、保険業では 1 社、交通業では 2 社、その他の産業では 10 社となっており、各社 1 件であり、合計では 34 社において 34 件であった。監査役会副会長のポストを有していたケースは、炭鉱業では 5 社、鉄鋼業では 3 社、化学産業では 2 社、機械産業では 3 社、石油産業では 2 社、保険業では 2 社、その他の産業では 2 社となっており、各社 1 件であり、合計では 19 社において 19 件であった。監査役会のポストを有していたケースは、炭鉱業では 16 社で 19 件、鉄鋼業では 21 社で 24 件、金属産業・金属加工業では 1 社で 1 件、化学産業では 10 社で 12 件、電機産業では 5 社で 7 件、自動車産業では 1 社で 1 件、機械産業では 16 社で 24 件、造船業では 1 社で 2 件、石油産業では 3 社で 3 件、繊維・紡績・織物産業では 3 社で 3 件、醸造業では 4 社で 4 件、流通業では 2 社で 2 件、銀行業では 4 社で 4 件、保険業では 6 社で 7 件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では 3 社で 7 件、交通業では 5 社で 6 件、その他の産業では 25 社で 25 件みられ、合計では 126 社において 151 件の総件数となっていた。

これらの企業のなかには、炭鉱業では Gelsenkirchener Bergwerk-AG, Harpener Bergbau AG, 鉄鋼業では Vereinigte Stahlwerke AG, Rheinische Stahlwerke AG, Mannesmann-Röhren-Werke AG, Klöckner-Werke AG, 電機産業では Brown, Boveri & Cie. AG, 自動車産業では Daimler-Benz AG, 機械産業では Demag-AG, Maschinenfabrik Augsburg-Nürnberg AG (MAN), 造船業では Deutsche Werft AG, 石油産業では Deutsche Erdöl AG, 電力業・ガス産業・エネルギー産業では Ruhrgas AG のような当該産業の代表的企業がみられた。なかでも、Rheinische Stahlwerke AG では顧問会メンバーが監査役会会長のポストを有していたほか、つぎにみるように、Rheinische Stahlwerke AG, Vereinigte Stahlwerke AG, Mannesmann-Röhren-Werke AG, Demag-AG, Deutsche Erdöl AG, Ruhrgas AG では、合計 2 つ以上のポストを有しているという状況になっており、企業間の人的関係はとくに強いものとなっていた。

そこで、つぎに、顧問会メンバーが合計 2 つ以上の監査役会ポストを有していた企業をみると、そのようなケースは合計 22 社存在しており、総件数は 58 件であった。それらの数は、

ライン・ヴェストファーレン地域顧問会のケルン組織の場合と比べても大きな差はみられなかった。産業別の内訳をみると、炭鉱業が1社で5件、鉄鋼業が3社で8件、化学産業が3社で6件、電機産業が1社で3件、機械産業が7社で18件、造船業が1社で2件、石油産業が1社で2件、銀行業が1社で2件、保険業が1社で2件、電力業・ガス産業・エネルギー産業交通業が1社で5件、交通業が1社で3件、その他の産業が1社で2件であった。

これらの企業のうち、顧問会メンバーによる他社の監査役会ポストの保有が合計で5つとなっていた企業は、炭鉱業の Rheinisch-Westfälisches Kohlen-Syndikat、電力業・ガス産業・エネルギー産業の Ruhrgas AG の2社であった。前者では1つの監査役会副会長と4つの監査役のポストが保有されていたのに対して、後者では合計5つの監査役のポストが保有されていた。合計で4つの監査役会ポストの保有がみられた企業は、鉄鋼業の Rheinische Stahlwerke AG の1社であり、そこでは、1つの監査役会会長と3つの監査役のポストが保有されていた。合計で3つの監査役会ポストが保有されていた企業は、電機産業の Kabelwerk Rheydt AG、機械産業の Maschinenbauunternehmungen AG、Westfalia Dinnendahl Gröppel AG、Demag-AG、Schieß-Defries AG、交通業の Oldenburg-Portuische Dampfschiffs-Rhederei の6社であった。Oldenburg-Portuische Dampfschiffs-Rhederei では1つの監査役会会長と2つの監査役のポストが保有されていたのに対して、Maschinenbauunternehmungen AG では、1つの監査役会副会長と2つの監査役のポストが保有されていた。他の4社では、いずれにおいても、3つの監査役ポストの保有となっていた。

顧問会メンバーが同一の企業において合計2つ以上の監査役会ポストを有していた22社のうち、残りの13社では、合計2つのポストの保有がみられた企業であった。そのようなケースは、鉄鋼業の Vereinigte Stahlwerke AG、Mannesmann-Röhrenwerke AG、化学産業の Gesellschaft für Teerverwertung、Rheinisch-Westfälische Sprengstoff-AG、Riebeck'sche Montanwerke AG、機械産業の Düsseldorfer Eisenbahnbedarf vormals Carl Weyer & Co.、Presswerk AG、Vereinigte Kesselwerke AG、造船業の Deutsche Werft AG、石油産業の Deutsche Erdöl AG、銀行業の Detsche Schiffskreditbank AG、保険業の Nordstein Allgemeine Versicherungs-AG、その他の産業に属する Deutsche Schachtbau AG であった。これらの企業のうち、監査役会会長と監査役会副会長のポストの保有がみられた企業は、Gesellschaft für Teerverwertung の1社であった。監査役会会長と監査役のポストの保有となっていた企業は、Düsseldorfer Eisenbahnbedarf vormals Carl Weyer & Co.、Detsche Schiffskreditbank AG の2社であった。監査役会副会長と監査役のポストの保有となっていた企業は、Vereinigte Stahlwerke AG、Presswerk AG、Deutsche Erdöl AG、Deutsche Schachtbau AG の4社であった。他の6社では、いずれも顧問会メンバーによって2つの監査役のポストが保有されていた。

また顧問会メンバーが取締役会のポストを保有していたケースは、20社においてみられ、合計23件となっていた。顧問会メンバーが監査役会においてポストを有していたケースが168社において204件みられたのと比べると、企業数と件数のいずれにおいてもかなり少なかった。20社において23件みられた取締役会ポストの保有の産業別内訳をみると、炭鉱業が3社で4件、鉄鋼業が5社で5件、金属産業・金属加工業が1社で1件、電機産業が1社で1件、機械産業が1社で1件、石油産業が2社で2件、繊維・紡績・織物産業が2社で2件、銀行業が1社で2件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が2社で3件、その他の産業が2社で2件となっていた。職位別にみると、取締役会会長のポストの保有は、鉄鋼業では3社、銀行業では1社、その他の産業では1社となっており、各社1件であり、合計では5社において5件であった。取締役のポストの保有となっていたケースは、炭鉱業では3社で4件、鉄鋼業では2社で2件、金属産業・金属加工業では1社で1件、電機産業では1社で1件、機械産業では1社で1件、石油産業では2社で2件、繊維・紡績・織物産業では2社で2件、銀行業では1社で1件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では2社で3件、その他の産業では1社で1件となっており、合計では16社において18件であった。また2件以上のポストが保有されていたケースは炭鉱業の1社、銀行業の1社、電力業・ガス産業・エネルギー産業の1社の合計3社でみられ、いずれにおいても、顧問会メンバーによって合計2つのポストが保有されていたが、銀行業の企業では、取締役会会長と取締役のポストの保有となっていた。

顧問会メンバーによる役員ポストの保有が監査役会と取締役会の両方におよんでいたケースは6社みられた。鉄鋼業のMannesmann-Röhrenwerke AGでは、2人のメンバーによって2つの監査役のポストが保有されていたが、その一方で、他のメンバーによる取締役会会長のポストの保有もみられた。石油産業のDeutsche Erdöl AGでは、2人のメンバーによって監査役会副会長と監査役のポストが保有されていたほか、他の1人のメンバーによって取締役にポストが保有されていた。鉄鋼業のStahlwerks-Verband AGでは監査役のポストを有する顧問会メンバーとともに、取締役会会長のポストを有するメンバーがいたのに対して、Klöckner-Werke AGでは、監査役のポストを有する顧問会メンバーとともに、取締役のポストを有するメンバーが存在した。電機産業のKabelwerk Duisburgでは、監査役会会長のポストを有する顧問会メンバーとともに、取締役のポストを有するメンバーがいた。石油産業のDeutsche Petroleum AGでは、監査役会副会長のポストを保有するメンバーのほか、取締役のポストを保有するメンバーがいた。

(3) ヴッパータール組織の事例

つぎに、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会のヴッパータール組織のメンバーが役員ポ

ストを保有していた状況についてみていくことにする。顧問会メンバーが監査役会においてポストを有していたケースは合計51社においてみられ、総件数は57件であった。企業数と件数のいずれでみても、同じライン・ヴェストファーレン地域顧問会のケルン組織やエッセナーデュセルドルフ組織と比べるとかなり少なく、ヴェルテンベルク地域顧問会の場合と比べても少なかった。

産業別の内訳をみると、金属産業・金属加工業が3社で3件、化学産業が5社で5件、機械産業が3社で3件、食品産業が1社で1件、繊維・紡績・織物産業が17社で19件、銀行業が2社で2件、保険業が3社で5件、その他の産業が17社で19件であった。監査役会のポストが保有されていた企業の属する産業の広がりという点でも、これまでに考察したライン・ヴェストファーレン地域顧問会の2つの組織やヴェルテンベルク地域顧問会の場合とは大きく異なっている。

監査役会の職位との関連でみると、監査役会会長のポストの保有がみられたケースは、金属産業・金属加工業が3社、化学産業では2社、機械産業では1社、食品産業では1社、繊維・紡績・織物産業が7社、銀行業では1社、その他の産業では7社となっており、各社1件であり、合計では22社において22件であった。監査役会副会長のポストが保有されていたケースは、機械産業では2社、繊維・紡績・織物産業が2社、保険業では1社、その他の産業では1社となっており、各社1件であり、合計では6社において6件であった。監査役会のポストの保有は、化学産業では3社で3件、繊維・紡績・織物産業が10社で10件、銀行業では1社で1件、保険業では3社で4件、その他の産業では10社で11件みられ、合計では27社において29件となっていた。

2つ以上の監査役会ポストの保有となっていた企業をみると、そのようなケースは6社であり、その総件数も12件にとどまっており、これまでに考察したヴェルテンベルク地域顧問会との比較ではほとんど差はなかったが、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会のケルン組織やエッセナーデュセルドルフ組織とは大きな相違がみられる。これらの6社は、繊維・紡績・織物産業のWestdeutsche Textil-AG、Gebrüder Simon Textil-AG、保険業のRheinische Assekuranz AG、Gerling-Konzern Lebensversicherung AG、その他の産業のFiedes Treuhand-AG、Ausrüstungsanstalt Wiesenthal AGであった。これらの企業のうち、監査役会会長と監査役会副会長のポストの保有となっていた企業は、Westdeutsche Textil-AGの1社であった。監査役会会長と監査役のポストの保有となっていた企業は、Gebrüder Simon Textil-AG、Fiedes Treuhand-AGの2社であった。監査役会副会長と監査役のポストの保有がみられた企業は、Rheinische Assekuranz AGの1社であった。顧問会メンバーによって2つの監査役のポストが保有されていた企業は、Gerling-Konzern Lebensversicherung AG、Ausrüstungsanstalt Wiesenthal AGの2社であった。

また顧問会メンバーが取締役会のポストを保有していたケースをみると、そのような企業は 9 社においてみられ、合計 9 件であった。顧問会メンバーが監査役会においてポストを有していたケース (51 社において 57 件) との比較では、企業数と件数のいずれにおいてもかなり少なかった。9 社において 9 件みられた取締役会ポストの保有の産業別内訳をみると、鉄鋼業が 1 社、金属産業・金属加工業が 2 社、化学産業が 3 社、食品産業が 1 社、繊維・紡績・織物産業が 1 社、その他の産業が 1 社であり、各社 1 件であった。職位別にみると、これら 9 社のいずれにおいても取締役のポストの保有であった。

顧問会メンバーによる役員ポストの保有が監査役会と取締役会の両方におよんでいたケースは、2 社においてみられた。その他の産業に属する Schlieper & Baum AG では、監査役会会長のポストをもつ顧問会メンバーと取締役のポストをもつメンバーがみられた。繊維・紡績・織物産業の J.P. Bemberg AG では、監査役会ポストを有する顧問会メンバーとともに、取締役のポストを有するメンバーが存在した。

以上の考察をふまえていえば、ヴュルテンベルク地域顧問会やライン・ヴェストファーレン地域顧問会のメンバーによって、ドイツ資本主義の基幹産業部門である炭鉱業、鉄鋼業、機械産業などにおいて多くの企業や当該産業の代表的な企業との監査役会ポストによる人的なつながりが多様なかたちで築かれていた。それぞれの顧問会のメンバーが取締役会のポストを保有していたケースは、企業数と件数のいずれでみても、監査役会ポストの保有と比べると、非常に少なかった。地域顧問会という大銀行の産業・銀行間の協力・連携組織は、それに属する各企業のメンバーによる企業間の情報の交換・共有のみならず、各社の監査役会ポストの保有をもととして、銀行の監査役や取締役といった役員による企業間の人的結合を補完する意義をもつものであった。

しかし、本稿で取り上げた 4 つの地域顧問会組織の比較でみると、ヴュルテンベルク地域における広義の機械・金属産業の集積の度合いは自動車産業の急速な拡大・発展のすすむ第 2 次大戦後の時期のようにはまだ高まっていたことを反映して、この地域の顧問会による企業間の人的結合は、炭鉱業や鉄鋼業の高度な産業集積がすすんでいたライン・ヴェストファーレン地域の顧問会のような深まり、広がりには必ずしも至っておらず、地域間での差異がみられた。また同じライン・ヴェストファーレン地域顧問会のなかでも、それを構成する 3 つの組織の比較でみると、ケルン組織、エッセン・デュセルドルフ組織の 2 つの組織とヴュッパータール組織との間では、基幹産業部門の集積の状況の違いにも規定されて、顧問会メンバーによる各社の監査役会ポストの保有をとおした企業間の人的結合の度合い、広がりには差異がみられた。こうした点を考慮に入れると、地域顧問会による企業間人的結合の構造は、地域間の特性や相違がみられたということも重要である。

IV 第2次大戦後の時期との比較でみた戦前の顧問会制度による企業間人的結合

以上の考察において、ナチス期の1930年代半ばの時期におけるドイツ銀行の地域顧問会制度による企業間の人的つながりについて、考察してきた。人的な結合、つながりを基礎にした企業間関係においては、役員兼任による人的な結合・つながりが基軸をなしているが、人的結合関係は、兼任役員のみならず顧問会制度による情報の交換・共有のシステムによっても支えられた。ここでは、第2次大戦後の1960年代後半の時期における状況との比較を行うなかで、戦前期の銀行顧問会制度による人的結合の特徴を明らかにしていくとしよう。

本稿で取り上げたナチス期におけるドイツ銀行の地域顧問会の数は、ライン・ヴェストファーレン地域顧問会を構成していたケルン、エッセン・デュセルドルフおよびヴッパータールの3つの組織をそれぞれ1つとして考慮すると全部で20存在しており、メンバー数の合計は325人であったが、これを戦後の状況と比較すると、つぎようになる。例えば1967年の営業報告書に記載されているドイツ銀行の地域顧問会の数は15となっており、合計のメンバー数は453人であり⁹⁾、メンバー数でみた戦前の規模は戦後のこの時期にはおよばないが、顧問会の数とメンバーの総数自体は非常に多かった。1967年の営業報告書の記載されているドレスナー銀行とコメルツ銀行の地域顧問会の数はいずれも10であり、メンバーの総数はそれぞれ296人、243人となっていた¹⁰⁾。戦前期のドイツ銀行の地域顧問会の数とメンバー総数は、戦後のこの時期のドレスナー銀行、コメルツ銀行の数値を大きく上回っており、こうした組織による企業間の人的つながりは大規模かつ広範囲におよぶものであったといえる。

ドイツ銀行の各地域顧問会のメンバーの出身企業が属する産業をみると、全般的な傾向としては、鉄鋼業、化学産業、電機産業、自動車産業、機械産業のような重化学工業のほか、石油産業、繊維・紡績・織物産業、醸造業、銀行業、保険業、電力業・ガス産業・エネルギー産業などの企業の出身者が参加しており、その業種・産業の広がりも顕著であった。地域の産業集積を反映するかたちでの顧問会メンバーの産業別構成という傾向は、とくにライン・ヴェストファーレン地域顧問会を構成するケルン組織、エッセン・デュセルドルフ組織において顕著にみられた。これらの傾向は1960年代後半の時期にも同様にみられ¹¹⁾、地域顧問会は、各地域の産業発展、産業集積の状況に応じて銀行側にとって重要な位置にある企業との関係をとり結ぶための機構であり、情報の交換・共有、人的交流をとおして企業間の協調的関係、調整のための基盤を築くものであったといえる。

また地域顧問会の構成メンバーが入手しうる情報の領域やその幅にも深くかかわる、監査役会や取締役会というトップ・マネジメント機関において彼らが有していたポストの状況を戦前と戦後で比較すると、つぎようになる。戦前と戦後の時期の比較が可能な顧問会として、例

例えばヴェルテンベルク地域顧問会のケースをみると、本稿において考察した戦前の時期にはこの顧問会のメンバーが監査役会のポストを有していた企業の本数は 71 社でみられ、総件数は 79 件であったが、1960 年代後半の時期には 34 社で 34 件¹²⁾ となっており、戦前の方が企業数と件数のいずれにおいても多かった。戦前の同じ時期にはこの地域の顧問会メンバーが取締役会のポストを有していた企業は 4 社みられ、総件数は 4 件にとどまっており、1960 年代後半の時期には 13 社で 13 件であった¹³⁾ のと比べるとかなり少なかった。同地域についていえば、1960 年代後半の時期をみると、第 2 次大戦後に本格的な発展・拡大をみるようになった自動車産業を含む広義の機械産業や金属関連の産業集積の傾向がみられたという同地域の特質を反映して、これらの部門の企業におけるポストの保有が多く、戦前と比べてもこれらの産業部門の企業のポスト保有の意義は一層増大する傾向にあったといえる。

顧問会制度による企業間の人的結合の構造についての以上の考察をふまえてつぎに重要な問題となってくるのは、そのような人的な結合、つながりによる情報共有がどのように行われ協調的行動を基礎にして企業間の利害やコンフリクトの調整がどのようにはかかれているのか、企業間関係の発揮する機能についてである。こうした問題については、稿を改めて考察を行うこととする。

<注>

- 1) V.I. Lenin, *Империализм, как высшая стадия капитализма: популярный очерк*, 2-е изд., Москва: Партийное изд-во, 1932 [聴濤 弘訳『帝国主義論』新日本出版社, 1999 年]。
- 2) 筆者はすでに、第 2 次大戦前と大戦後のいくつかの時期を取り上げて、ドイツにおける役員兼任による企業間的結合の構造について分析を行っている。第 2 次大戦前の時期については、① 20 世紀初頭の独占資本主義への移行期、② 第 1 次大戦後のインフレーション期、③ ナチス期の 3 つの時期を取り上げて、大銀行の役員兼任の構造を分析している [山崎敏夫「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 4 号, 2019 年 11 月, 山崎敏夫「第 1 次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 5 号, 2020 年 1 月, 山崎敏夫「ナチス期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 58 巻第 6 号, 2020 年 3 月を参照)。筆者はまた、第 2 次大戦後の時期については、① 1950 年代末、② 1 人の人物による監査役会ポストの保有数に制限を加えることになった 1965 年株式法後の 60 年代末の 2 つの時期を取り上げて、主要業種・産業の大企業の役員兼任の構造について考察を行っている。山崎敏夫『ドイツの企業間関係——企業間的結合の構造と機能——』森山書店, 東京, 2019 年, 山崎敏夫「1965 年株式法以前の時期におけるドイツ 3 大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 57 巻第 3 号, 2018 年 9 月, 山崎敏夫「1965 年株式法以後の時期におけるドイツ 3 大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第 57 巻第 4 号, 2018 年 11 月, 山崎敏夫「1965 年株式法以後の時

- 期におけるドイツ鉄鋼業主要企業8社の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第5号，2019年1月，山崎敏夫「ドイツ化学産業，電機産業，自動車産業における主要企業の役員兼任の構造——1965年株式法以後の時期における他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第6号，2019年3月，山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ銀行業，電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第2号，2019年7月，山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ鉄鋼業，化学産業における監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第3号，2019年9月，山崎敏夫「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネットワークと『金融資本』——1965年株式法以後の時期における主要業種の代表的企業の分析——」『比較経営研究』，第44号，2020年4月などを参照。
- 3) 例えば，A.D. Chandler, Jr., *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, Harvard University Press, Berkeley, Massachusetts, 1990 [安部悦生・川辺信雄・工藤章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳『スケール・アンド・スコープ 経営力発展の国際比較』有斐閣，1993年] 参照。
 - 4) Vgl. H. Pfeiffer, *Die Macht der Banken. Die personellen Verflechtungen der Commerzbank, der Deutschen Bank und der Dresdner Bank mit Unternehmen*, Campus, Frankfurt am Main, 1993, S.158-159, H. Pfeiffer, *Großbanken und Finanzgruppen. Ausgewählte Ergebnisse einer Untersuchung der personellen Verflechtungen von Deutscher, Dresdner und Commerzbank*, *WSI Mitteilungen*, 39.Jg, Nr.7, Juli 1986, S.477, H. Pfeiffer, *Das Netzwerk der Großbanken. Personelle Verflechtungen mit Konzernen, Staat und ideologischen Apparaten*, *Blätter für deutsche und internationale Politik*, 31.Jg, Heft 2, 1986, S.164, K.-H. Stanzick, *Der ökonomische Konzentrationsprozeß*, G. Schäfer, C. Nedelmann (Hrsg.), *Der CDU-Staat. Analysen zur Verfassungswirklichkeit der Bundesrepublik*, Bd.I, 2.Aufl., Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1969, S.72, H.O.Eglau, *Wie Gott in Frankfurt: Die Deutsche Bank und die deutsche Industrie*, 3.Auflage, Econ Verlag, Düsseldorf, 1990, S.128 [長尾秀樹訳『ドイツ銀行の素顔』東洋経済新報社，1990年，96ページ]。ドレスナー銀行では，顧問会の機関は19世紀に達する伝統にまでさかのぼる。1895年にはプレーメンに，1898年にはハノーファーおよびロンドンに地域委員会（Localcomités）が設置されている。同行は，1930年代半ばには，全ドイツ地域におよぶ全部で19の地域委員会（Landesausschuss）にまで拡大させたが，今日の地域顧問会の大多数は，同行の第2次大戦後の3つの継承銀行への11の部分的な銀行の集中後，1952/53年に新たに設置されたものである。Vgl. H.G. Meyen, *120 Jahre Dresdner Bank. Unternehmens-Chronik*, *Dresdner Bank AG*, Frankfurt am Main, 1992, S.331。
 - 5) 例えば O. Eglau, *a.a.O.*, [前掲訳書]，H. Pfeiffer, *Das Netzwerk der Großbanken*, K.-H. Stanzick, *a.a.O.*, 相沢幸悦『欧州最強の金融帝国 ドイツ銀行』日本経済新聞社，東京，1994年，95-96ページ，相沢幸悦『西ドイツの金融市場と構造』東洋経済新報社，1988年，246ページなどを参照。
 - 6) 山崎，前掲『ドイツの企業間関係』，補論1を参照。
 - 7) IIにおけるドイツ銀行の地域顧問会の構成，それらの組織のメンバー構成，各地域顧問会にメンバーを送っている企業の属する産業についての記載は，*Deutsche Bank und Disconto-Bank, Geschäftsbericht* に基づいている。
 - 8) ドイツ銀行の顧問会組織のメンバーによるトップ・マネジメント機関（監査役会および取締役会）における役員ポストの保有状況に関する以下の考察においては，人名録に当たる内容が記載されている G. Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsräte 1936*, Bd.I, *Nach Personen geordnet*, Finanz-Verlag, Berlin, 1936 に依拠して分析を行うが，兼任，職位に関する記述の引用ページの記載に関しては，個別のケースごとに示すことは非常に煩雑となるため，省略する。また顧問会組織に関する情報として，そのメンバーが役員ポストを保有していた企業や職位については，同書の記載には顧問会組織を有する銀行や産業企業の営業報告書等の記載と一致しないこともあるが，分析の一貫性の確保のために，G. Mossner 編の資料の記載に基づいて考察を行っている。なお，顧問会メンバーによって2つ以上のポストが保有されていた企業では，ポストの保有がみられた企業全体の

数は職位別の企業数の合計と一致していない場合がある。

- 9) Deutsche Bank AG, *Geschäftsbericht für das Jahr 1967*, S.69-85, 山崎, 前掲書, 415-416 ページを参照。
- 10) Dresdner Bank AG, *Geschäftsbericht für das Jahr 1967*, Commerzbank Bank AG, *Geschäftsbericht für das Jahr 1967*, S.69-77, 山崎, 前掲書, 423 ページ, 430-431 ページを参照。
- 11) Deutsche Bank AG, *Geschäftsbericht für das Jahr 1967*, S.69-85, 山崎, 前掲書, 415-418 ページ。
- 12) 同書, 418 ページ。
- 13) 同書, 419 ページ。

<参考文献>

1 欧文文献

- Chandler, Jr., A.D., *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, Harvard University Press, Berkeley, Massachusetts, 1990 [安部悦生・川辺信雄・工藤 章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳『スケール・アンド・スコープ 経営力発展の国際比較』有斐閣, 1993年].
- Deutsche Bank und Disconto-Bank, *Geschäftsbericht*.
- Deutsche Bank AG, *Geschäftsbericht*.
- Eglau, H.O., *Wie Gott in Frankfurt: Die Deutsche Bank und die deutsche Industrie*, 3.Auflage, Econ Verlag, Düsseldorf, 1990 [長尾秀樹訳『ドイツ銀行の素顔』東洋経済新報社, 東京, 1990年].
- Lenin, V.I., *Империализм, как высшая стадия капитализма: популярный очерк*, 2-е изд, Москва: Партийное изд-во, 1932 [聴濤 弘訳『帝国主義論』新日本出版社, 東京, 1999年].
- Meyen, H.G., *120 Jahre Dresdner Bank. Unternehmens-Chronik*, Dresdner Bank, Frankfurt am Main, 1992.
- Mossner, M. (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsräte 1936*, Bd.I, Nach Personen geordnet, Finanz-Verlag, Berlin, 1936.
- Pfeiffer, H., Das Netzwerk der Großbanken. Personelle Verflechtungen mit Konzernen, Staat und ideologischen Apparaten. In: *Blätter für deutsche und internationale Politik*, 31.Jg, Heft 2, 1986, S.161-177.
- Pfeiffer, H., *Die Macht der Banken. Die personellen Verflechtungen der Commerzbank, der Deutschen Bank und der Dresdner Bank mit Unternehmen*, Campus, Frankfurt am Main, 1993.
- Pfeiffer, H., Großbanken und Finanzgruppen. Ausgewählte Ergebnisse einer Untersuchung der personellen Verflechtungen von Deutscher, Dresdner und Commerzbank. In: *WSI Mitteilungen*, 39.Jg, Nr.7, Juli 1986, S.473-481.
- Stanzick, K-H., Der ökonomische Konzentrationsprozeß. In: G. Schäfer, C. Nedelmann (Hrsg.), *Der CDU-Staat. Analysen zur Verfassungswirklichkeit der Bundesrepublik*, Bd.I, 2.Aufl., Schurkamp, München, 1969, S.48-79.

2 日本語文献

- 相沢幸悦『西ドイツの金融市場と構造』東洋経済新報社, 東京, 1988年。
- 相沢幸悦『欧州最強の金融帝国 ドイツ銀行』日本経済新聞社, 東京, 1994年。
- 山崎敏夫『ドイツの企業間関係——企業間人的結合の構造と機能——』森山書店, 東京, 2019年。
- 山崎敏夫『1965年株式法以前の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——』『立命館経営学』(立命館大学), 第57巻第3号, 2018年9月, 71-119ページ。

- 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第4号，2018年11月，21-57ページ。
- 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期におけるドイツ鉄鋼業主要企業8社の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第5号，2019年1月，87-126ページ。
- 山崎敏夫「ドイツ化学産業，電機産業および自動車産業における主要企業の役員兼任の構造——1965年株式法以後の時期における他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第6号，2019年3月，53-100ページ。
- 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ銀行業，電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第2号，2019年7月，43-89ページ。
- 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ鉄鋼業および化学産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第3号，2019年9月，29-69ページ。
- 山崎敏夫「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネットワークと『金融資本』——1965年株式法以後の時期における主要業種の代表的企業の分析——」『比較経営研究』，第44号，2020年4月，91-117ページ。
- 山崎敏夫「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第4号，2019年11月，1-33ページ。
- 山崎敏夫「第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第5号，2020年1月，19-61ページ。
- 山崎敏夫「ナチス期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第6号，2020年3月，179-222ページ。

Personnel Connections between Industrial Enterprises and Banks and among Industrial Enterprises through Advisory Council System in Germany before World War II: The Cases of Deutsche Bank during National Socialism

Toshio Yamazaki *

Abstract

Large business systems, particularly in relation to ties between industries and banks and among industrial enterprises were the cornerstone of German capitalism's accumulation structure and were important to Germany's corporate development. Industrial systems based on inter-firm relationships are strongly related to the cooperative characteristic of German capitalism. A core element of such inter-firm relationships can be observed in personnel connections through interlocking directorates among industrial enterprises as well as between industrial enterprises and banks. In addition, the advisory council system also played a significant role in collecting, exchanging, and sharing information among enterprises. A central advisory council as the core of a special committee that managed the exchange of information among enterprises was created for banks' head offices after World War II. The central advisory council system played an important role in supplementing the function of personnel connections through direct and indirect interlocking directorates in top management organs. On the one side, there were cases in which regional advisory councils were already established before World War II, and played a significant role in the exchange of information between banks and industrial enterprises and among industrial enterprises. Regional advisory councils that shared information and coordinated the interests between industry and banks and among corporations played a meaningful role in the cooperation between banks and industrial enterprises and among industrial enterprises. Therefore, clarifying the structure of the personnel connections between enterprises through this type of organization in Germany during the period before World War II is important. This paper examines this research topic on the basis of case study of Deutsche Bank during National Socialism.

* Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University

Keywords:

Advisory council · Bank · Board of directors · Germany · Interlocking directorate · Personnel connection · Regional advisory council · Supervisory Board

